

野村日本株連続増配インデックス ルールブック

金融工学研究センター(インデックス)

Global Markets Research

2019年3月19日

リサーチアナリスト

インデックス・プロダクツ

インデックス業務室 - NSC
idx_mgr@jp.nomura.com
+81 3 6703 3986

本インデックスは、過去において一定期間、毎年連続して増配した銘柄(以下、連続増配銘柄)を構成銘柄とする日本株指数である。連続増配銘柄には、配当原資である利益の安定と、株主還元 to 積極的な経営姿勢という企業像をうかがうことができる。本インデックスは、こうした連続増配銘柄群の株価動向を反映したパフォーマンスをパッシブ運用によって獲得することを目指すものである。

組入対象となる連続増配銘柄は、過去一定期間に1株当たり実績配当金が毎年増加した銘柄と定義した。企業の経常的な配当支払いを考慮するため、特別配当や記念配当を除いた配当のみを考慮する。連続増配銘柄に絞り込んだ投資をインデックス運用によって可能とするため、構成銘柄数に制約を設けている。

指数の特徴

- 過去一定期間、毎年1株当たり実績配当金が増加した日本株式を組み入れる。
- 構成銘柄数は最大で150、最小で20とする。
- 構成銘柄は年1回見直される。
- 本インデックスは時価総額加重型の指数であるが、構成銘柄ウェイト上限を10%に制限することで、大型銘柄への極端なウェイトの偏りを抑制する。

投資可能性に配慮し、時価総額が小さい銘柄や流動性の低い銘柄の組み入れを抑制するためのスクリーニングを行う。

1. はじめに.....	3
2. 定期入替.....	4
2.1 定期入替日.....	4
2.2 定期入替基準日.....	4
2.3 構成銘柄の組入株数.....	4
2.4 定期入替の公表方法.....	4
3. 銘柄選定.....	5
3.1 銘柄選定の母集団.....	5
3.2 銘柄選定方法.....	6
4. 臨時入替.....	8
4.1 株式交換、株式移転などへの対応.....	8
4.2 銘柄の除外.....	8
4.3 臨時入替の公表方法.....	8
5. インデックスの計算.....	9
5.1 指数値の計算.....	9
5.2 基準時価総額の修正.....	10
5.3 インデックスのメンテナンス.....	11
6. データサービス.....	12
野村日本株連続増配インデックス提供メディア.....	12
指数に関する方針書.....	13
Appendix A-1.....	14

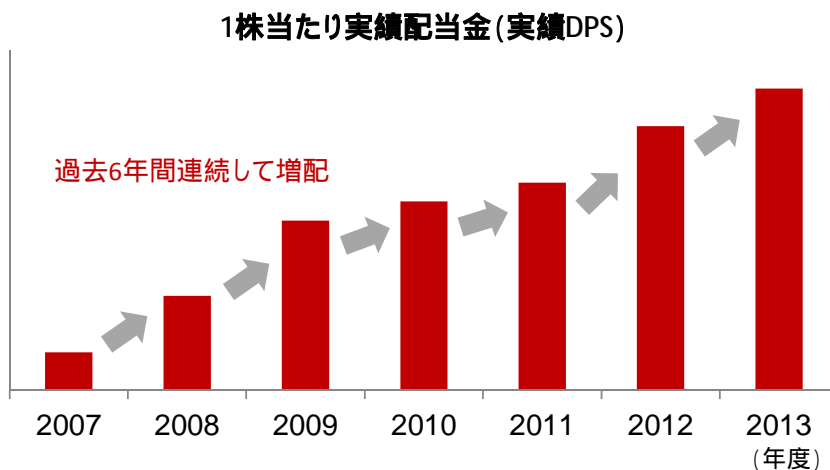
1. はじめに

本インデックスは、過去において一定期間、毎年連続して増配した銘柄(以下、連続増配銘柄)を構成銘柄とする日本株指数である。連続増配銘柄には、配当原資である利益の安定と、株主還元 to 積極的な経営姿勢という企業像をうかがうことができる。本インデックスは、こうした連続増配銘柄群の株価動向を反映したパフォーマンスをパッシブ運用によって獲得することを目指すものである。

組入対象となる連続増配銘柄は、過去一定期間の1株当たり実績配当金(実績DPS)が毎年増加した銘柄と定義した。具体的には、年度(毎年4月～翌年3月)を基準として、1年間に支払われた実績DPSが過去において毎年増加した銘柄とする。なお、配当の開始・再開は増配とはみなさず、企業の経常的な配当支払いを考慮するため、特別配当や記念配当を除いた配当のみを考慮する。

本インデックスの定期入替は、年1回実施される。日本株全上場銘柄を対象として構成銘柄の選定を行うが、時価総額が小さい銘柄や、流動性が低い銘柄を除外するスクリーニングを事前に行うことで投資可能性への配慮を行っている。また、大型銘柄に対する過大なウェイト付与を抑制するため、時価総額加重型を基本としつつも、構成銘柄のウェイトの上限を10%に制限している。さらに、連続増配銘柄に絞り込んだ投資がインデックス運用によって実現可能となるように、構成銘柄数に制約(最大で150銘柄、最小で20銘柄)を設けている。仮に、連続増配銘柄の選定基準を満たす銘柄数が150超の場合は、基準となる連続増配の年数を延長して組入条件を厳しくすることで、銘柄数を抑え、逆に連続増配銘柄の選定基準を満たす銘柄数が20未満となる場合には、基準となる連続増配の年数を短縮して組入条件を緩和することで、銘柄数を増やす仕組みとしている。

図表 1:本インデックスが対象とする連続増配銘柄のイメージ(2014年12月定期入替の例)



出所: 野村証券

2. 定期入替

2.1 定期入替日

定期入替は年1回12月第一営業日(11月末営業日の引け後)に実施する。

2.2 定期入替基準日

毎年10月15日(休日の場合は、前営業日)を定期入替基準日とし¹、定期入替基準日時点のデータを用いて計算した結果をもとに、定期入替後の構成銘柄と組入株数が決定される。

2.3 構成銘柄の組入株数

定期入替基準日において、「3. 銘柄選定」で選定した銘柄を構成銘柄とする。

2.3.1 構成銘柄ウェイトとその上限

定期入替基準日時点の浮動株調整時価総額²を用いて計算する。ただし、構成銘柄ウェイトの上限は10%とし、上限超過分を浮動株調整時価総額に応じて他の銘柄に比例配分することで、構成銘柄ウェイトを決定する。

2.3.2 指数組入株数と組入比率

前項で決定された構成銘柄ウェイトに等しくなるように指数組入株数を計算する。まず、一定の金額³に構成銘柄ウェイトを乗じて、各銘柄に割り当てられる指数組入時価総額を計算し、この指数組入時価総額を定期入替基準日時点の野村コンポジット株価⁴で除して、各銘柄の指数組入株数を算出する。組入比率(%)は、指数計算用発行済み株式数に対する指数組入株数の割合を意味し、指数組入株数を指数計算用発行済み株式数で除して計算する。

2.4 定期入替の公表方法

原則として野村証券ホームページ上で定期入替日の10営業日前の16:00(日本時間)頃に公表する。ただし、突発的な事象や直前まで情報が確定できない場合にはこの限りではない。

¹ 2008年までは11月最終営業日を定期入替基準日としている。

² 浮動株調整時価総額は「野村コンポジット株価×(指数計算用発行済み株式数 - 安定持株数)」と計算される。なお、安定持株は、大株主データ、有価証券報告書の保有有価証券明細表、取引所や企業が公表した情報(所報や目論見書など)を基に推計される。また、指数計算用発行済み株式は「5.2 基準時価総額の修正」に示したタイミングに従って変化する株式のこと。

³ 1兆円とする。

⁴ 直近60営業日の値付き率と出来高をもとに、その銘柄が適正に値づけされていると考えられる取引所を選定し、その取引所における株価を指す。取引所の選定は原則として日次で行う。株価は次の優先順位で採用される。

採用取引所の約定価格^(注) > 採用取引所の基準値段 > 前営業日の野村コンポジット株価

^(注) 採用取引所の特別気配値または連続約定気配値がある場合はそれを優先する。

3. 銘柄選定

3.1 銘柄選定の母集団

銘柄選定の母集団は、定期入替基準日時点の全上場銘柄⁵とする。ただし以下の銘柄を除外する。

- 普通株以外の株式

原則として普通株のみを対象とする。ただし、特に必要と認められた場合にはその限りではない。

- 整理銘柄

整理銘柄に指定されている銘柄は母集団に加えない。

- 監理銘柄(審査中)または監理銘柄(確認中)

監理銘柄(審査中)または監理銘柄(確認中)のうち、定期入替直前のインデックス構成銘柄でないものは母集団に加えない。

- 公開買付対象会社

公開買付対象会社となっている銘柄は、以下の条件により予め母集団から除くことができる。

- 公開買付期間の終了日が定期入替基準日と定期入替日の間にある。
- 公開買付者が公開買付対象会社の発行済み株式数の全てを取得することを企図している。
- 当該株式の全部取得と引換えに、公開買付者の株式、もしくは、金銭交付をすることが付議される予定であり、公開買付対象会社の賛同が得られている。

- 上場投信・不動産投資信託

- 外国株

日本市場で取引されているが、外国部に上場されている、あるいは、外国企業とみなされる銘柄は除く。

- その他の例外

潜在株、ワラントやその権利は除く。日本銀行は除く。

⁵ 日本取引所(東証一部、東証二部、マザーズ、JASDAQ、TOKYO PRO Market)、名古屋取引所、札幌取引所、福岡取引所

3.2 銘柄選定方法

インデックスの構成銘柄は、過去において一定期間、毎年連続して増配した銘柄から選択される。ただし、時価総額が小さい銘柄や流動性の低い銘柄の組み入れを抑制するためのスクリーニングを事前に行う。

3.2.1 1 株当たり配当金(DPS)

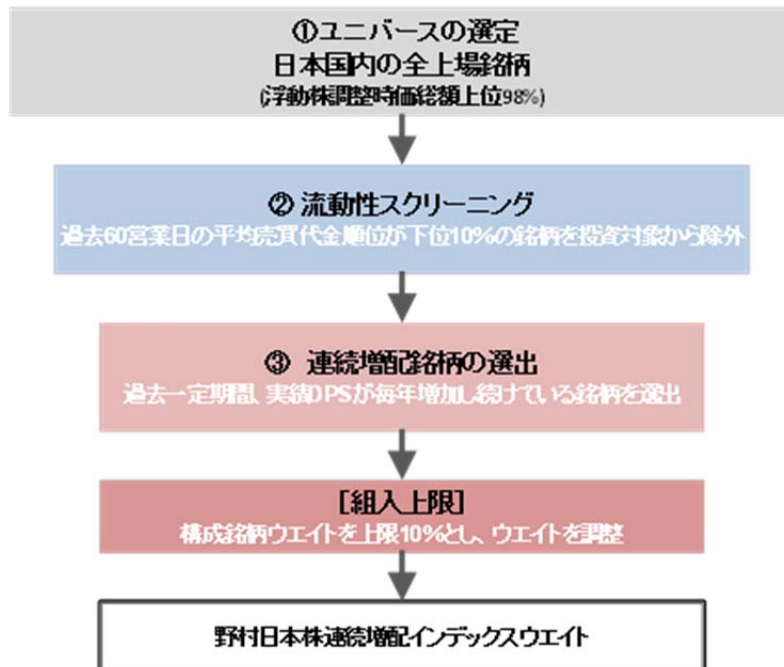
1株当たり配当金(DPS)は、以下の通りとする。

- 1年間の区切りは年度(毎年4月～翌年3月)を基準とする。
- 特別配当や記念配当は除く。
- 株式分割、株式併合などを考慮する。
- 新規上場する完全親会社は、上場廃止になる完全子会社や被合併銘柄のうち、上場廃止日前日時点の浮動株調整時価総額が最も大きい銘柄のDPSを用い、それに割当比率(合併比率)を勘案したものを完全親会社の上場前のDPSとする⁶。

3.2.2 銘柄選定手順

- ① 銘柄選定母集団の中から、浮動株調整時価総額上位98%に含まれる銘柄を対象とする。
- ② ①のうち、過去60日平均売買代金順位が下位10%未満の銘柄を除外する。
- ③ 定期入替年の前年度を起点とし、基準となる連続増配の年数(以下、基準年数)の分だけ遡って、実績DPSが毎年増加⁷した銘柄を採用する。なお、基準年数は前回定期入替と同様とするが⁸、④の条件に当てはまる場合は、基準年数を変更する。
- ④ 構成銘柄数が20未満または150超となった場合は、基準年数を変更し、採用銘柄を決定する。詳細は「3.2.3 銘柄数制約に関する処理」を参照のこと。

図表 2: 野村日本株連続増配インデックス構成方法の概略



出所: 野村証券

⁶ このルールは2015年定期入替から適用する。

⁷ 配当の開始・再開は増配とみなさない。

⁸ 2000年11月30日の銘柄選定時には、基準年数を5年とした。

3.2.3 銘柄数制約に関する処理

定期入替時の構成銘柄数が 20 以上 150 以下となるよう基準年数を変更する⁹。

－「銘柄選定手順」基準を満たす銘柄数が 150 超の場合

構成銘柄数が 150 以下になるまで、基準年数を 1 年ずつ延長する。基準年数を確定することにより、構成銘柄数が 20 を切った場合は、まず、その基準年数で構成銘柄として選定される銘柄を全て採用する。次に、基準年数が 1 年短い段階で選定された構成銘柄候補のうち、基準年数の確定により選定されなかった銘柄群（※1）の中から、定期入替年度の予想 DPS が、定期入替年の前年度の実績 DPS と比べて増加した銘柄を選定し、そのうち浮動株調整時価総額の大きい順に採用する。それでも構成銘柄数が 20 に満たない場合には、選定されなかった銘柄群（※1 と同様）の中から浮動株調整時価総額の大きい順に銘柄を採用する。

－「銘柄選定手順」基準を満たす銘柄数が 20 未満の場合

構成銘柄数が 20 以上になるまで、基準年数を 1 年ずつ短縮する。その結果構成銘柄数が 150 を超えた場合には、まず、この直前の段階で基準年数を確定し、その基準年数で構成銘柄として選定される銘柄を全て採用する。次に、確定した基準年数より 1 年短い段階で選定される構成銘柄候補のうち、基準年数の確定で選定されなかった銘柄群（※2）の中から、定期入替年度の予想 DPS が、定期入替年の前年度の実績 DPS と比べて増加した銘柄を選定し、そのうち浮動株調整時価総額の大きい順に採用する。それでも構成銘柄数が 20 に満たない場合には、選定されなかった銘柄群（※2 と同様）の中から浮動株調整時価総額の大きい順に銘柄を採用する。

また、基準年数を 1 年ずつ短縮した結果、基準年数が 1 年となっても構成銘柄数が 20 未満である場合には、まず、構成銘柄として選定される銘柄があればそれを全て採用する。次に、3.2.2 の手順のうち、①②を終えた後に選定される銘柄群（※3）の中から、定期入替年度の予想 DPS が、定期入替年の前年度の実績 DPS と比べて増加した銘柄を選定し、そのうち浮動株調整時価総額の大きい順に採用する。それでも構成銘柄数が 20 に満たない場合には、①②を終えた後に選定される銘柄群（※3 と同様）の中から浮動株調整時価総額の大きい順に銘柄を採用する。

⁹ このルールの適用の結果、基準となる連続増配の年数は、2007 年以前は 5 年、それ以降は 6 年となっている。

4. 臨時入替

4.1 株式交換、株式移転などへの対応¹⁰

–株式交換、合併などの場合

上場廃止になる完全子会社や被合併銘柄を上場廃止後も継続して組み入れ、合併期日に除外する。上場廃止後の評価価格には、存続する完全親会社や合併銘柄の時価に割当比率(合併比率)を勘案した価格を用いる。

–株式移転などの場合

事業承継される完全親会社が非上場でかつ短期間のうちに上場される銘柄については、完全親会社の新規上場日に完全子会社を除外する。上場廃止後の完全子会社の評価価格には上場廃止日前日の評価価格を用いる。

4.2 銘柄の除外

•整理銘柄の指定¹¹

整理銘柄指定日(休日の場合は翌営業日)の4営業日後に除外する。ただし、複数の市場に上場されている場合、いずれかの市場で整理銘柄に指定されていない場合は除外しない。

•上場廃止

4.1に該当しない事由によって上場廃止となる場合には、上場廃止日に除外する。

•銘柄選定母集団の定義に著しくそぐわなくなった場合

構成銘柄が母集団の定義に著しくそぐわなくなったと考えられる事由が発生した場合、当該会社、証券取引所、政府機関、または、規制当局の公式発表をもって除外することができることとする。

4.3 臨時入替の公表方法

臨時入替の告知は、原則として野村証券ホームページ上で臨時入替日の5営業日前までに公表をする。ただし、突発的な事象や直前まで情報が確定できない場合にはこの限りではない。

¹⁰ このルールは2002年4月から適用される。

¹¹ このルールは2010年4月21日以降適用する。2001年12月28日以前は整理ポスト割当日に、2001年12月29日から2009年8月23日までは、整理銘柄指定日の翌々営業日、2009年8月24日から2010年4月20日までは、整理銘柄指定日の3営業日後に除外している。

5. インデックスの計算

5.1 指数値の計算

市況変動の要因によらない株価や時価総額の変動の影響によってインデックスが変化することを防ぐため、以下のように基準時価総額を修正して指数値が計算される。

5.1.1 インデックスの基準日・基準値・公表日

本指数の基準日を2000年12月29日とし、基準日の指数値（基準値）を10000とする。

このインデックスの公表日は2015年8月21日。

公表日以前の指数値はインデックス公表日時点のルールで算出した参考値である。

5.1.2 配当除く指数値

基準時価総額(t) = 時価総額($t - 1$) + 修正時価総額(t)¹²

$$\text{リターン}(t) = \frac{\text{時価総額}(t)}{\text{基準時価総額}(t)} - 1$$

指数値(t) = 指数値($t - 1$) × (1 + リターン(t))

5.1.3 配当込み指数値

基準時価総額(t) = 時価総額($t - 1$) + 修正時価総額(t) - 修正配当総額(t)¹³

$$\text{リターン}(t) = \frac{\text{時価総額}(t) + \text{配当総額}(t)}{\text{基準時価総額}(t)} - 1$$

指数値(t) = 指数値($t - 1$) × (1 + リターン(t))

5.1.4 配当の反映方法

配当込み指数値では、配当を配当落ち日に反映させる。ただし、配当落ち日には配当額が確定していないため、会社発表の予想配当（なければ東洋経済新報社の予想配当）を用いる¹⁴。後日、予想配当と実績配当に差異が生じた場合には、決算発表の当月末営業日（月末営業日の発表のものは翌月末営業日）に基準時価総額の修正を行う。

¹² インデックス構成銘柄の資本異動による時価総額の増減やインデックスを構成する銘柄の変更による時価総額の増減として計算される。

¹³ 予想配当と実績配当に差異が生じた場合の「実績配当 - 予想配当」として計算される。

¹⁴ 本ルールは2011年12月末決算期分より実施。それ以前は配当落ち日に実績配当を用いた。

5.2 基準時価総額の修正

基準時価総額の修正は、資本異動により市況変化によらない時価総額の増減が生じた場合や、構成銘柄の変更により時価総額の増減が生じた場合に行う。

ただし、株式分割、株式併合など払い込みを伴わない資本異動の場合、時価総額は不変であるため、基準時価総額の修正は行わない。

図表 3: 資本異動のタイミング

異動種別	修正日	採用株価
株主割当・新株予約権 無償割当	権利落日	発行価格
公募増資	払込期日の翌営業日(発行日決済取引を行った場合は新株式の上場年月日)	前日株価
第三者割当増資	変更上場日の5営業日後	前日株価
転換社債の転換 優先株の普通株転換	転換株数が把握された日の月末営業日(公表日が月末5営業日以降の場合は翌月末営業日)	前日株価
ワラント付社債の権利行使・ストックオプションの権利行使	権利行使された新株数が把握された日の月末営業日(公表日が月末5営業日以降の場合は翌月末営業日)	前日株価
合併	変更上場日	前日株価
自己株式消却	自己株式が消却された日の翌月末営業日	前日株価
割当失権	割当失権が公表された日の月末営業日(公表日が月末5営業日以降の場合は翌月末営業日)	前日株価
有償減資	効力発生日	前日株価
株式交換	変更上場日	前日株価
会社分割 (承継会社の新株式)	変更上場日	前日株価
会社分割(分割会社) 及びスピンオフ	権利落日	使用しない ¹⁵
銘柄入れ替え	銘柄入れ替え日	前日株価
その他調整	基準時価総額の修正が必要なその他調整が所報で公表された日の月末営業日(公表日が月末5営業日以降の場合は翌月末営業日)	前日株価

出所: 野村証券

¹⁵ 減少資本により基準時価総額を修正する。減少資本の定義は以下の通り。

分割会社が、分割する部門あるいはスピンオフ会社の株式の評価額を公表しない場合は、「減少資本 = 分割会社の資本の部から減少する予定の資本総額(減少資本金等)」、分割会社が、分割する部門あるいはスピンオフ会社の株式の評価額を公表する場合は、「減少資本 = 分割する部門の評価額」あるいは、「スピンオフ会社の株式の評価額 × 総株式数」とする。

5.3 インデックスのメンテナンス

野村証券は本ルールブック記載のメソドロジーに基づいて、構成銘柄およびその組入比率の変更を行う。また定期入替および臨時入替、その他必要に応じて銘柄入替を実施する。

なお、下記の資本異動によって指数計算用発行済み株式数に変更がある場合は、組入株数が不変となるよう、組入比率を変更する。

- 第三者割当増資
- 自己株式消却
- 転換社債型新株予約権付社債の行使、新株予約権付社債の行使、優先株の転換、新株予約権の行使
- 株式交換、株式移転、合併¹⁶
- 株主割当
- 公募増資
- 割当失権
- 新株予約権無償割当（ライツ・イシュー）
- 会社分割（承継会社の新株式）
- その他調整

¹⁶ 完全子会社（被合併会社）がインデックスの構成銘柄の場合、完全子会社（被合併銘柄）の組入株数の合計となるよう、割当比率（合併比率）を考慮の上、完全親会社（合併会社）の組入比率を変更する。

6. データサービス

野村日本株連続増配インデックス提供メディア¹⁷

本指数の情報は以下の媒体で公開されている。

野村証券ホームページ：<http://qr.nomura.co.jp/jp/ncid/index.html>

※構成銘柄情報の閲覧や利用には、データサービス契約（有償）が必要。

野村日本株連続増配インデックスは、野村証券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、インデックスの利用者が当インデックスを用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。また、指数算出において、電子計算機の障害もしくは天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、指数算出を延期または中止することがあります。

¹⁷ 公開情報は全て参考値とする。

指数に関する方針書

指数に関する方針書及び関連する規制対応についての以下文書は、野村証券ホームページに公開している。

詳細については以下参照。

<http://qr.nomura.co.jp/jp/guides/index.html>

- 指数算出に関する方針書
- 不服処理に関する方針書
- 用語集(株式)
- ガバナンス体制に関する方針書
- 利益相反に関する方針書

Appendix A-1

アナリスト証明

私 インデックス 業務室は、(1) レポートに記述されている全ての見方が私のここで議論した全ての証券や発行企業に対する私の見方を正確に反映していることを保証いたします。(2) さらに、私は私の報酬が、直接的あるいは間接的にこのレポートで議論した推奨や見方によって、現在、過去、未来にわたって一切影響を受けないこと、ならびに、(3) 米国の NSI、英国の NIP あるいはその他の野村のグループ企業がやりたいいかなる投資銀行案件とも関係ないことを保証いたします。

重要なディスクロージャー

当社に関係するディスクロージャー

野村証券の親会社である野村ホールディングスの子会社又は関連会社、野村証券の役員が役員を兼務している会社、野村グループが株式を合計 1% 以上保有している会社および野村証券が過去 12 ヶ月間に株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の募集又は売出しに関し主幹事を務めた会社につきましては、<https://www.nomuraholdings.com/jp/report/> をご参照ください。本件につき情報が必要な方は、野村証券リサーチ・プロダクション業務部までお問合せ下さい。

リサーチのオンライン提供と利益相反に関するディスクロージャー

野村グループのリサーチは、www.nomuranow.com/research、ブルームバーグ、キャピタル IQ、ファクトセット、ロイター、トムソン・ワンでご覧いただけます。重要なディスクロージャーにつきましては、<http://go.nomuranow.com/research/globalresearchportal/pages/disclosures/disclosures.aspx> にてご参照いただくか、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル・インクまたはインスティネット LLC(1-877-865-5752)までお申し出ください。ウェブサイトへのアクセスでお困りの場合には qrpsupport@nomura.com にお問い合わせください。

本レポートを作成したアナリストは、その一部は投資銀行業務によって得ている会社の総収入など、様々な要素に基づく報酬を得ています。特に断りがない限り、本レポートの表紙に記載されている米国外のアナリストは、金融取引業規制機構(FINRA)/ニューヨーク証券取引所(NYSE)の規定に基づくリサーチ・アナリストとしての登録・資格を得ておらず、NSI または ILCC の関係者ではない場合があります。また、調査対象企業とのコミュニケーション、公の場での発言、あるいはリサーチ・アナリスト個人が保有する証券の売買に関して、FINRA の規則 2711 や NYSE の規則 472 を適用されない場合があります。

ノムラ・グローバル・フィナンシャル・プロダクツ・インク(「NGFP」)、ノムラ・デリバティブ・プロダクツ・インク(「NDPI」)およびノムラ・インターナショナル plc(「Nipic」)は、商品先物取引委員会および米国先物取引委員会にスワップ・ディーラーとして登録されています。NGFP、NDPI および Nipic は、通常業務として、先物およびデリバティブ商品のトレーディングに従事しており、いずれの商品も本レポートの対象となることがあります。

評価の分布(野村グループ)

野村グループの株式リサーチのグローバルでの評価の分布は以下のとおりとなっています。

51%が法令で定められた Buy レーティング、この Buy の企業の中で 43%が野村の投資銀行業務の顧客です。また、この Buy の企業の中で 0%が欧州経済領域の規制市場で売買を許可され、かつ野村が重要な証券サービスを提供している顧客です。43%が法令で定められた Hold レーティング(野村では Neutral)、この Hold の企業の中で 54%が野村の投資銀行業務の顧客です。また、この Hold の企業の中で 0%が欧州経済領域の規制市場で売買を許可され、かつ野村が重要な証券サービスを提供している顧客です。6%が法令で定められた Sell レーティング(野村では Reduce)、この Sell の企業の中で 15%が野村の投資銀行業務の顧客です。また、この Sell の企業の中で 0%が欧州経済領域の規制市場で売買を許可され、かつ野村が重要な証券サービスを提供している顧客です。(2018年12月31日現在)

野村グループの説明は、ディスクレイマーの冒頭をご参照ください。

重要な証券サービスは EU の市場濫用規制で定義されています。

評価の分布(インスティネット LLC)

インスティネット LLC の株式リサーチの評価の分布は以下のとおりとなっています。

55%が法令で定められた Buy レーティング、インスティネット LLC は過去 12 ヶ月間に、この Buy の企業の 0%に投資銀行サービスを提供しました。41%が法令で定められた Hold レーティング(インスティネット LLC では Neutral)、インスティネット LLC は過去 12 ヶ月間に、この Hold の企業の 0%に投資銀行サービスを提供しました。4%が法令で定められた Sell レーティング(インスティネット LLC では Reduce)、インスティネット LLC は過去 12 ヶ月間に、この Hold の企業の 0%に投資銀行サービスを提供しました。

野村グループの株式リサーチの個別銘柄およびセクターのレーティングシステム定義

レーティングシステムは、マネジメントによる一定の裁量の下、ベンチマークに対する個別企業の予想パフォーマンスを表す相対システムです。アナリストの目標株価は、現時点での株式の内実価値の評価です。目標株価の計算方法は、ディスカウント・キャッシュフロー、期待 ROE、相対評価等を含み、アナリストが定義します。アナリストは、(目標株価-株価)/株価として定義された、目標株価までの予想アップサイド/ダウンサイドに言及することもあります。「個別企業」

1 または Buy = 当該銘柄の今後 12 ヶ月間におけるパフォーマンスが、ベンチマークを上回るとアナリストが予想する場合

2 または Neutral = 当該銘柄の今後 12 ヶ月間におけるパフォーマンスが、ベンチマーク並みとアナリストが予想する場合

3 または Reduce = 当該銘柄の今後 12 ヶ月間におけるパフォーマンスが、ベンチマークを下回るとアナリストが予想する場合

レーティング保留(Suspended) = 法令や社内規定などにより、一時的にレーティング、目標株価および業績予想を保留する場合。

Not rated または未付与 = 野村のレギュラーカバーの対象ではありません。

ベンチマークは、以下の通りです。米国・欧州・日本を除くアジア: 個別企業の評価方法のベンチマークをご参照ください。

<http://go.nomuranow.com/research/globalresearchportal> にあるディスクロージャーでご覧いただけます。グローバル・エマージング市場(除くアジア): 評価方法に別途記載がない限り MSCI エマージング市場(除くアジア)、日本: Russell/Nomura Large Cap

「セクター」

強気(Bullish) = 当該セクターの今後 12ヶ月間におけるパフォーマンスが、ベンチマークを上回るとアナリストが予想する場合
中立(Neutral) = 当該セクターの今後 12ヶ月間におけるパフォーマンスが、ベンチマーク並みとアナリストが予想する場合
弱気(Bearish) = 当該セクターの今後 12ヶ月間におけるパフォーマンスが、ベンチマークを下回るとアナリストが予想する場合
Not ratedまたはN/A = 当該セクターにレーティングがない場合

ベンチマークは、以下の通りです。米国:S&P500、欧州:ダウ・ジョーンズ STOXX@600、グローバル:エマージング市場:MSCI エマージング市場(除くアジア)。日本を含むアジア:セクターレーティングがありません。

目標株価

アナリストがレポートにおいて企業の目標株価に言及した場合、その目標株価はアナリストによる当該企業の業績予想に基づくもので、今後 12ヶ月での達成が期待されています。実際の株価は、当該企業の業績動向や、当該企業に関する市場や経済環境などのリスク要因により、目標株価に達しない可能性があります。

ディスクレイマー

本資料は表紙に記載されている野村グループの関連会社により作成されたもので、表紙などに従業員やその協力者が記載されている1社あるいは複数の野村グループの関連会社によって単独あるいは共同で作成された資料が含まれます。ここで使用する「野村グループ」は、野村ホールディングス、およびその関連会社と子会社を指し、また、日本の野村證券(「NSC」)、英国のノムラ・インターナショナル plc(「NIplc」)、米国のノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル・インク(「NSI」)、インスティテット LLC(「ILLC」)、香港の野村国際(香港)(「NIHK」)、韓国のノムラ・フィナンシャル・インベストメント(韓国)(「NFIK」)(韓国金融投資協会(KOFIA)に登録しているアナリストの情報は KOFIA のイントラネット <http://dis.kofia.or.kr> でご覧いただけます)、シンガポールのノムラ・シンガポール・リミテッド(「NSL」)(登録番号 197201440E、シンガポール金融監督局に監督下にあります)、オーストラリアのノムラ・オーストラリア・リミテッド(「NAL」)(ABN 48 003 032 513)(オーストラリアのライセンス番号 246412、オーストラリア証券投資委員会(「ASIC」)の監督下にあります)、インドネシアの P.T.ノムラ・セキュリティーズ・インドネシア(「PTNSI」)、マレーシアのノムラ・セキュリティーズ・マレーシア Sdn. Bhd.(「NSM」)、台湾の NIHK 台北支店(「NITB」)、インドのノムラ・フィナンシャル・アドバイザー・アンド・セキュリティーズ(インド)プライベート・リミテッド(「NFASL」)、(登録住所: Ceejay House, Level 11, Plot F, Shivsagar Estate, Dr. Annie Besant Road, Worli, Mumbai- 400 018, India; 電話: +91 22 4037 4037、ファックス: +91 22 4037 4111; CIN 番号: U74140MH2007PTC169116、SEBI 登録番号(株式ブローカレッジ): BSE INB011299030、NSE INB231299034、INF231299034、INE 231299034、MCX: INE261299034、SEBI 登録番号(マーチャントバンキング): INM000011419、SEBI 登録番号(リサーチ): INH000001014)、スペインの NIplc マドリード支店(「NIplc, Madrid」)が含まれます。リサーチ・レポートの表紙のアナリスト名の横に記載された「CNS タイランド」の記載は、タイのキャピタル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック・カンパニー・リミテッド(「CNS」)に雇用された当該アナリストが、CNS 及び NSL 間のアグリーメントに基づき、NSL にリサーチ・アシスタントのサービスを行っていることを示しています。リサーチ・レポートの表紙の従業員氏名の横に記載された「NSFSPL」は、ノムラ・ストラクチャード・ファイナンス・サービスズ・プライベート・リミテッドに雇用された当該従業員が、インタ・カンパニー・アグリーメントに基づき、特定の野村の関連会社のサポートを行っていることを示しています。リサーチ・レポートの表紙のアナリスト名の横に記載された「BDO-NS」(「BDO ノムラ・セキュリティーズ・インク」を表します)の記載は、BDO ユニバンク・インク(「BDO ユニバンク」)に雇用され BDO-NS に配属された当該アナリストが、BDO ユニバンク、NSL 及び BDO-NS 間のアグリーメントに基づき、NSL にリサーチ・アシスタントのサービスを行っていることを示しています。BDO-NS は BDO ユニバンクと野村グループのジョイント・ベンチャーで、フィリピンの証券ディーラーです。

本資料は、(i)お客様自身のための情報であり、投資勧誘を目的としたものではなく、(ii)証券の売却の申込みあるいは証券購入の勧誘が認められていない地域における当該行為を意図しておらず、かつ(iii)野村グループに関するディスクロージャー以外は、信頼できると判断されるが野村グループによる独自の確認は行っていない情報源に基づいております。

野村グループに関するディスクロージャー以外は、野村グループは、本資料の正確性、完全性、信頼性、適切性、特定の目的に対する適性、譲渡可能性を表明あるいは保証いたしません。また、本資料および関連データの利用の結果として行われた行為(あるいは行わないという判断)に対する責任を負いません。これにより、野村グループによる全ての保証とその他の言質は許容可能な最大の範囲まで免除されます。野村グループは本情報の利用、誤用あるいは配布に対して一切の責任を負いません。

本資料中の意見または推定値は本資料に記載されている発行日におけるものであり、本資料中の意見および推定値を含め、情報は予告なく変わることがあります。野村グループは本資料を更新する義務を負いません。本資料中の論評または見解は執筆者のものであり、野村グループ内の他の関係者の見解と一致しない場合があります。お客様は本資料中の助言または推奨が各自の個別の状況に適しているかどうかを検討する必要があります。また、必要に応じて、税務を含め、専門家の助言を仰ぐことをお勧めいたします。野村グループは税務に関する助言を提供していません。

野村グループ、その執行役、取締役、従業員は、関連法令、規則で認められている範囲内で、本資料中で言及している発行体の証券、商品、金融商品、またはそれらから派生したオプションやその他のデリバティブ商品、および証券について、自己勘定、委託、その他の形態による取引、買持ち、売持ち、あるいは売買を行う場合があります。また、野村グループ会社は発行体の金融商品の(英国の適用される規則の意味する範囲での)マーケットメーカーあるいはリクイディティ・プロバイダーを務める場合があります。マーケットメーカー活動が米国あるいはその他の地域における諸法令および諸規則に明記された定義に従って行われる場合、発行体の開示資料においてその旨が別途開示されます。

本資料はスタンダード・アンド・プアーズなどの格付け機関による信用格付けを含め、第三者から得た情報を含む場合があります。当該第三者の書面による事前の許可がない限り、第三者が関わる内容の複製および配布は形態の如何に関わらず禁止されております。第三者である情報提供者は格付けを含め、いずれの情報の正確性、完全性、適時性あるいは利用可能性を保証しておらず、原因が何であれ、(不注意あるいは他の理由による)誤りあるいは削除、または当該内容の利用に起因する結果に対する一切の責任を負いません。第三者である情報提供者は、譲渡可能性あるいは特定の目的または利用への適性の保証を含め(ただしこれに限定されない)、明示的あるいは暗黙の保証を行っていません。第三者である情報提供者は格付けを含め、提供した情報の利用に関連する直接的、間接的、偶発的、懲罰的、補償的、罰則的、特別あるいは派生的な損害、費用、経費、弁護士料、損失コスト、費用(損失収入または利益、機会コストを含む)に対する責任を負いません。信用格付けは意見の表明であり、事実または証券の購入、保有、売却の推奨を表明するものではありません。格付けは証券の適合性あるいは投資目的に対する証券の適合性を扱うものではなく、投資に関する助言として利用することはお控えください。

本資料中に含まれる MSCI から得た情報は MSCI Inc.(「MSCI」)の独占的財産です。MSCI による事前の書面での許可がない限り、当該情報および他の MSCI の知的財産の複製、再配布あるいは指数などのいかなる金融商品の作成における利用は認められません。当該情報は現状の形で提供されています。利用者は当該情報の利用に関わるすべてのリスクを負います。これにより、MSCI、その関連会社または当該情報の計算あるいは編集に関与あるいは関係する第三者は当該情報のすべての部分について、獨創性、正確性、完全性、譲渡可能性、特定の目的に対する適性に関する保証を明確に放棄いたします。前述の内容に限定することなく、MSCI、その関連会社、または当該情報の計算あるいは編集に関与あるいは関係する第三者はいかなる種類の損失に対する責任をいかなる場合にも一切負いません。MSCI および MSCI 指数は MSCI およびその関連会社のサービス商標です。

Russell/Nomura 日本株インデックスの知的財産権およびその他一切の権利は野村證券株式会社および Frank Russell Company に帰属します。なお、野村證券株式会社および Frank Russell Company は、当インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、インデックスの利用者およびその関連会社が当インデックスを用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

本資料は投資家のお客様にとって投資判断を下す際の諸要素のうちの一つにすぎないとお考え下さい。また、本資料は、直接・間接を問わず、投資判断に伴う全てのリスクについて検証あるいは提示しているのではないことをご了解ください。野村グループは、ファンダメンタル分析、定量分析等、異なるタイプの数々のリサーチ商品を提供しております。また、時間軸の捉え方や分析方法の違い等の理由により、リサーチのタイプによって推奨が異なる場合があります。野村グループは野村グループのポータル・サイト上へのリサーチ商品の掲載および/あるいはお客様への直接的な配布を含め、様々な方法によってリサーチ商品を発表しております。調査部門が個々のお客様の要望に応じて提供する商品およびサービスはお客様の属性によって異なる場合があります。

当レポートに記載されている数値は過去のパフォーマンスあるいは過去のパフォーマンスに基づくシミュレーションに言及したものである場合があります。将来のパフォーマンスを示唆するものとして信頼できるものではありません。情報に将来のパフォーマンスに関する示唆が含まれている場合、係る予想は将来のパフォーマンスを示唆するものとして必ずしも信頼できるものではありません。また、シミュレーションはモデルと想定を簡略化に基づいて行われており、想定が過度に簡略化され、将来のリターン分布を反映していない場合があります。本資料で説明のために作成・発行された数値、投資戦略、インデックスは、EU 金融ベンチマーク規制が定義する"ベンチマーク"としての"使用"を意図したものではありません。

特定の証券は、その価値または価格、あるいはそこから得られる収益に悪影響を及ぼし得る為替相場変動の影響を受ける場合があります。金融市場関連のリサーチについて:アナリストによるトレード推奨については、以下の2通りに分類されます;戦術的(tactical)トレード推奨は、向こう3ヶ月程度の見通しに基づいています;戦略的(strategic)トレード推奨は、向こう6ヶ月から12ヶ月の見通しに基づいています。これら推奨トレードについては、経済・市場環境の変化に応じて、適宜見直しの対象となります。また、ストップ・ロスが明記されたトレードについては、その水準を超えた時点で推奨の対象から自動的に外れます。トレード推奨に明記される金利水準や証券のプライスについては、リサーチ・レポートの発行に際してアナリストから提出された時点の、ブルームバーグ、ロイター、野村のいずれかによる気配値であり、その時点で、実際に取引が可能な水準であるとは限りません。本資料に記載された証券は米国の1933年証券法に基づく登録が行われていない場合があります。係る場合、1933年証券法に基づく登録が行われる、あるいは当該登録義務が免除されていない限り、米国内で、または米国人を対象とする購入申込みあるいは売却はできません。準拠法が他の方法を認めていない限り、いかなる取引もお客様の地域にある野村の関連会社を通じて行う必要があります。

本資料は、Nipicにより英国および欧州経済領域内において投資リサーチとして配布することを認められたものです。Nipicは、英国のブルーデンス規制機構によって認可され、英国の金融行為監督機構とブルーデンス規制機構の規制を受けています。Nipicはロンドン証券取引所会員です。本資料は、英国の適用される規則の意味する範囲での個人的な推奨を成すものではなく、あるいは個々の投資家の特定の投資目的、財務状況、ニーズを勘案したものではありません。本資料は、英国の適用される規則の目的のために「適格カウンターパーティ」あるいは「専門的顧客」である投資家のみを対象にしたもので、したがって、当該目的のために「個人顧客」である者への再配布は認められておりません。本資料は、香港証券先物委員会の監督下にあるNIHKによって、香港での配布が認められたものです。本資料は、オーストラリアでASICの監督下にあるNALによってオーストラリアでの配布が認められたものです。また、本資料はNSMによってマレーシアでの配布が認められています。シンガポールにおいては、本資料はNSLにより配布されました。NSLは、証券先物法(第289条)で定義されるところの認定投資家、専門的投資家もしくは機関投資家ではない者に配布する場合、海外関連会社によって発行された証券、先物および為替に関わる本資料の内容について、法律上の責任を負います。シンガポールにて本資料の配布を受けたお客様は本資料から発生した、もしくは関連する事柄につきましてはNSLにお問い合わせください。本資料は米国においては1933年証券法のレギュレーションSの条項で禁止されていない限り、米国登録ブローカー・ディーラーであるNSIにより配布されます。NSIは1934年証券取引所法規則15a-6に従い、その内容に対する責任を負っております。本資料を作成した会社は、野村グループ内の関連会社が、顧客が入手可能な複製を作成することを許可しています。

野村サウジアラビア、Nipic、あるいは他の野村グループ関連会社はサウジアラビア王国(「サウジアラビア」)での(資本市場庁が定めるところの、「オーソライズド・パーソンズ」、「エグゼンプト・パーソンズ」、または「インスティテュションズ」以外の者への本資料の配布、アラブ首長国連邦(「UAE」)においては、(ドバイ金融サービス機構が定めるところの、「専門的顧客」以外の者への配布、また、カタール国の(カタール金融センター規制機構が定めるところの、「マーケット・カウンターパーティー」、または「ビジネス・カスタマーズ」以外の者への配布を認めておりません。サウジアラビアにおいては、「オーソライズド・パーソンズ」、「エグゼンプト・パーソンズ」、または「インスティテュションズ」以外の者、UAEの「専門的顧客」以外の者、あるいはカタールの「マーケット・カウンターパーティー」、または「ビジネス・カスタマーズ」以外の者を対象に本資料ならびにそのいかなる複製の作成、配信、配布を行うことは直接・間接を問わず、係る権限を持つ者以外が行うことはできません。本資料を受け取ることは、サウジアラビアに居住しないか、または「オーソライズド・パーソンズ」、「エグゼンプト・パーソンズ」、または「インスティテュションズ」であることを意味し、UAEにおいては「専門的顧客」、カタールにおいては「マーケット・カウンターパーティー」、または「ビジネス・カスタマーズ」であることの表明であり、この規定の順守に同意することを意味いたします。この規定に従わないと、サウジアラビア、UAE、あるいはカタールの法律に違反する行為となる場合があります。

カナダ投資家向け:当レポートは、Investment Industry Regulatory Organization of Canada(「IIROC」)およびCanadian Investor Protection Fundの会員であるInstinet Canada Limited(「ICL」)により、カナダの投資家向けに配布することを承認されています。ICLの関連会社が作成したりサーチレポート(「関連会社リサーチレポート」)は、当該関連会社の地域におけるリサーチ配布に適用される規則上の要件を満たすよう作成されており、利益相反に係る開示を含んでいます。ICLは、IIROCが必要とするカナダにおける開示が行われていることを確認するために当関連会社リサーチレポートをレビューしました。ICLは、関連会社リサーチレポートの配布に関連して、対価を受取っていません。ICLのリサーチ配信に関するポリシー及び手順に従い、ICLは関連会社リサーチレポートを、電子的にまたは印刷された形で、ICLの現顧客および将来の顧客のみにしか提供しません。ICLは、全ての受領者が同時に関連会社リサーチレポートを利用可能となる及びまたは配布されるよう努めます。当関連会社リサーチレポートは、推奨ではなく、また、いかなる特定の口座の投資対象、金融状況や特定のニーズを考慮しているものでもありません。

台湾上場企業に関するレポートおよび台湾所属アナリスト作成のレポートについて:本資料は参考情報の提供だけを目的としています。お客様ご自身で投資リスクを独自に評価し、投資判断に単独で責任を負っていただく必要があります。本資料のいかなる部分についても、野村グループから事前に書面で承認を得ることなく、報道機関あるいはその他の誰であっても複製あるいは引用することを禁じます。「Operational Regulations Governing Securities Firms Recommending Trades in Securities to Customer」及びまたはその他の台湾の法令・規則に基づき、お客様が本資料を関係者、関係会社およびその他の第三者を含む他者へ提供すること、あるいは本資料を用いて利益相反があるかもしれない活動に従事することを禁じます。NIHK台湾支店が執行できない証券または商品に関する情報は、情報の提供だけを目的としたものであり、投資の推奨または勧誘を意図したものではありません。

本資料のいかなる部分についても、野村グループ会社から事前に書面で同意を得ることなく、(i)その形態あるいは方法の如何にかかわらず複製する、あるいは(ii)配布することを禁じます。本資料が、電子メール等によって電子的に配布された場合には、情報の傍受、変造、紛失、破壊、あるいは遅延もしくは不完全な状態での受信、またはウイルスへの感染の可能性があることから、安全あるいは誤りがない旨の保証は致しかねます。従いまして、送信者は

電子的に送信したために発生する可能性のある本資料の内容の誤りあるいは欠落に対する責任を負いません。確認を必要とされる場合には、印刷された文書をご請求下さい。

日本で求められるディスクレイマー

レポート本文中の格付記号の前に「印」のある格付けは、金融商品取引法に基づく信用格付業者以外の格付業者が付与した格付け(無登録格付け)です。無登録格付けについては「無登録格付けに関する説明書」<https://www.nomura.co.jp/retail/bond/noregistered.html> をご参照ください。当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大1.404%(税込) (20万円以下の場合)、2,808円(税込))の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料(換金時手数料)および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

国内株式(国内REIT、国内ETF、国内ETNを含む)の売買取引には、約定代金に対し最大1.404%(税込) (20万円以下の場合)は2,808円(税込)の売買手数料をいただきます。国内株式を相対取引(募集等を含む)によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。国内株式は株価の変動により損失が生じるおそれがあります。国内REITは運用する不動産の価格や収益力の変動により損失が生じるおそれがあります。国内ETFは連動する指数等の変動により損失が生じるおそれがあります。

外国株式の売買取引には、売買金額(現地約定金額に現地手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額)に対し最大1.026%(税込) (売買代金が75万円以下の場合)は最大7,668円(税込)の国内売買手数料をいただきます。外国の金融商品市場での現地手数料や税金等は国や地域により異なります。外国株式を相対取引(募集等を含む)によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。外国株式は株価の変動および為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

信用取引には、売買手数料(約定代金に対し最大1.404%(税込) (20万円以下の場合)は2,808円(税込))、管理費および権利処理手数料をいただきます。加えて、買付の場合、買付代金に対する金利を、売付の場合、売付株券等に対する貸株料および品賃料をいただきます。委託保証金は、売買代金の30%以上(オンライン信用取引の場合、売買代金の33%以上)で、かつ30万円以上の額が必要です。信用取引では、委託保証金の約3.3倍まで(オンライン信用取引の場合、委託保証金の約3倍まで)のお取引を行うことができますため、株価の変動により委託保証金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。詳しくは、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、等をよくお読みください。

CBの売買取引には、約定代金に対し最大1.08%(税込) (4,320円に満たない場合は4,320円(税込))の売買手数料をいただきます。CBを相対取引(募集等を含む)によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。CBは転換もしくは新株予約権の行使対象株式の価格下落や金利変動等によるCB価格の下落により損失が生じるおそれがあります。加えて、外貨建てCBは、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

債券を募集・売出し等その他、当社との相対取引によってご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。債券の価格は市場の金利水準の変化に対応して変動しますので、損失が生じるおそれがあります。また、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。加えて、外貨建て債券は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

個人向け国債を募集によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。個人向け国債は発行から1年間、原則として中途換金はできません。個人向け国債を中途換金する際、原則として次の算式によって算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれます。(変動10年:直前2回分の各利子(税引前)相当額 \times 0.79685、固定5年、固定3年:2回分の各利子(税引前)相当額 \times 0.79685)

物価連動国債を募集・売出し等その他、当社との相対取引によって購入する場合は、購入対価のみをいただきます。当該商品の価格は市場の金利水準及び全国消費者物価指数の変化に対応して変動しますので、損失が生じるおそれがあります。想定元金額は、全国消費者物価指数の発行時からの変化率に応じて増減します。利金額は、各利払時の想定元金額に表面利率を乗じて算出します。償還額は、償還時点での想定元金額となりますが、平成35年度以降に償還するもの(第17回償以降)については、額面金額を下回しません。

投資信託のお申込み(一部の投資信託はご換金)にあたっては、お申込み金額に対して最大5.4%(税込)の購入時手数料(換金時手数料)をいただきます。また、換金時に直接ご負担いただく費用として、換金時の基準価額に対して最大2.0%の信託財産留保額をご負担いただく場合があります。投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用として、国内投資信託の場合には、信託財産の純資産総額に対する運用管理費用(信託報酬)(最大5.4%(税込)・年率)のほか、運用成績に応じた成功報酬をご負担いただく場合があります。また、その他の費用を間接的にご負担いただく場合があります。外国投資信託の場合も同様に、運用会社報酬等の名目で、保有期間中に間接的にご負担いただく費用があります。

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動します。従って損失が生じるおそれがあります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。また、上記記載の手数料等の費用の最大値は今後変更される場合がありますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面をよくお読みください。

金利スワップ取引、及びドル円ベース・スワップ取引(以下、金利スワップ取引等)にあたっては、所定の支払日における所定の「支払金額」のみお支払いいただきます。金利スワップ取引等には担保を差入れていただく場合があり、取引額は担保の額を超える場合があります。担保の額は、個別取引により異なりますので、担保の額及び取引の額の担保に対する比率を事前に示すことはできません。金利スワップ取引等は金利、通貨等の金融市場における相場その他の指標にかかる変動により、損失が生じるおそれがあります。また、上記の金融市場における相場変動により生じる損失が差入れていただいた担保の額を上回る場合があります。また追加で担保を差入れていただく必要が生じる場合があります。お客様と当社で締結する金利スワップ取引等と「支払金利」(又は「受取金利」)以外の条件を同一とする反対取引を行った場合、当該金利スワップ取引等の「支払金利」(又は「受取金利」)と、当該反対取引の「受取金利」(又は「支払金利」)とは差があります。商品毎にリスクは異なりますので、契約締結前交付書面やお客様向け資料をよくお読みください。

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)取引を当社と相対でお取引いただく場合は手数料をいただきません。CDS取引を行なうにあたっては、弊社との間で合意した保証金等を担保として差し入れ又は預託していただく場合があり、取引額は保証金等の額を超える場合があります。保証金等の額は信用度に応じて相対で決定されるため、当該保証金等の額、及び、取引額の当該保証金等の額に対する比率をあらかじめ表示することはできません。CDS取引は参照組織の一部又は全部の信用状況の変化や、あるいは市場金利の変化によって市場価値が変動し、当該保証金等の額を超えて損失が生じるおそれがあります。信用事由が発生した場合にスワップの買い手が受取る金額は、信用事由が発生するまでに支払う金額の総額を下回る場合があります。また、スワップの売り手が信用事由が発生した際に支払う金額は、信用事由が発生するまでに受取った金額の総額を上回る可能性があります。他の条件が同じ場合に、スワップの売りの場合に受取る金額と買いの場合に支払う金額には差があります。CDS取引は、原則として、金融商品取引業者や、あるいは適格機関投資家等の専門的な知識を有するお客様に限定してお取り扱いしています。

有価証券や金銭のお預かりについては料金をいただきません。証券保管振替機構を通じて他の証券会社へ株式等を移管する場合には、数量に応じて、移管する銘柄ごとに10,800円(税込)を上限額として移管手数料をいただきます。

野村證券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第142号

加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

野村グループは法令順守に関する方針および手続き(利益相反、チャイニーズ・ウォール、守秘義務に関する方針を含むがそれに限定されない)やチャイニーズ・ウォールの維持・管理、社員教育を通じてリサーチ資料の作成に関わる相反を管理しています。

本資料で推奨されたトレードについて、その構築に用いられた手法や数理・解析モデルに関する追加情報が必要な場合は、表紙に記載されたアナリストにお問い合わせください。ディスクロージャー情報については下記のサイトをご参照ください。

<http://go.nomuranow.com/research/globalresearchportal/pages/disclosures/disclosures.aspx>

Copyright © 2019 Nomura Securities Co., Ltd. All rights reserved.